

三原市地域公共交通活性化協議会

陸上交通（地域内フィーダー系統）部会（仮称）の設置について(案)

1 設置の目的

国補助事業「地域公共交通確保維持事業」のうち、幹線バス等の地域間交通ネットワークと接続する地域コミュニティ交通等の運行について支援する「地域内フィーダー系統補助」について、国へ提出する生活交通確保維持改善計画及び事業評価等に関する内容を、関係する交通事業者と協議するための部会を設置する。

2 所掌事務

国へ提出する生活交通確保維持改善計画及び事業評価等の議案を三原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）本体会議へ提出し、審議を行う前段として当該部会を開催し、関係する交通事業者と議案の協議を行い、その結果を協議会本体会議へ報告する。

3 構成員

役職	備考
部会長	部会長は生活環境課長をもって充てる
委員	部会の開催ごとに交通事業者から部会長が指名する者

4 対象交通事業者

事業者名	該当路線
双葉運輸株式会社	本郷ふれあいタクシー (船木、北方、南方路線)
株式会社エフ・ジー	〃
おかの交通株式会社	〃
有限会社久井交通	久井町乗合タクシーはなさく号 (久井路線) 八幡町民タクシーさくら号 (八幡路線)
ハイランド交通	久井町乗合タクシーはなさく号 (久井路線)

5 設置に関する根拠規定について

協議会規約改正し、部会の設置を規定する条文を追加する。
部会の運営に関して必要な事項は、別途運営要領を策定する。

6 設置日

令和6年3月26日

7 その他

部会の開催に当たっては、必要に応じて学識経験者、国の関係機関、県・市の関係課、事業者等に対して、関係者の出席を求めることができる。